

都城市点字図書館指定管理者候補者選定の概要

都城市点字図書館の指定管理者については、次のとおり候補となる団体を非公募により選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、令和5年12月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営に当たることとなります。

1. 指定管理者候補者の概要

(1) 団体の名称

社会福祉法人 都城市社会福祉協議会

(2) 代表者名

会長 島津 久友

(3) 所在地

都城市松元町4街区17号

(4) 設立年月日

平成18年1月5日（宮崎県知事認可 平成17年9月29日）

(5) 従業員数

233名（正職員90名、嘱託・臨時66名、パート・ヘルパー77名）

(6) 業務内容

①法人運営に関すること

法人管理部局・事務局運営、善意銀行活動事業など

②地域福祉に関すること

ボランティアセンター事業、ファミリーサポート・センター事業、子育て応援助成事業、共同募金配分金事業、低所得者対策事業、地区社協、市民児協事務局など

③相談支援に関すること

基幹相談支援センター事業、障がい者虐待防止センター事業、生活自立相談センター事業など

④在宅福祉に関すること

介護保険事業、障がい福祉サービス事業、移動支援事業、介護予防事業、日中一時支援事業、認定こども園・保育園運営受託事業など

2. 指定期間

令和6年4月1日 ～ 令和11年3月31日（5年間）

3. 施設及び業務の概要

(1) 施設概要

施設名及び所在地	施設規模等
都城市点字図書館 (都城市松元町4街区17号 都城市総合社会福祉センター)	鉄筋造 2階 事務室兼相談室、書庫兼閲覧室、 印刷室兼研修室

(2) 業務概要

- ①点字刊行物及び視覚障がい者用の録音物（以下「図書」という。）の貸出及び閲覧事業に関する事
- ②書籍の制作（点訳、音声訳）及び製作者の指導育成に関する事
- ③点字刊行物及び視覚障がい者の記録物等電子書籍の貸出及び閲覧事業に関する事
- ④電子書籍の製作及び製作者の育成に関する事
- ⑤書籍・電子書籍の普及促進に関する事
- ⑥視覚障がいに関する相談事業に関する事
- ⑦視覚障がい者への情報化対応支援
- ⑧新刊書籍・電子書籍の製作・整備に関する事
- ⑨新刊書籍・電子書籍の出納に関する事
- ⑩サピエ図書館に関する書籍・電子書籍の製作、活用に関する事
- ⑪視覚障がい者の文化、レクリエーション活動等の援助及び推進に関する事
- ⑫視覚障がい及び点字への理解促進に関する啓発に関する事

4. 事業計画の概要

事業計画書概要版のとおり

5. 選定結果

(1) 非公募により候補者を選定した理由

視覚障がい者への図書等の貸出・閲覧及びその他の情報提供、文化及びレクリエーション活動の援助、点訳・音声訳ボランティアの育成等、非常に専門性の高い事業であり、専門職も必要であるため非公募により選定する。

(2) 申請書類の審査結果

- ・市民の平等な利用の確保について

従来の点字刊行物はもとより情報のデジタル化に伴い、情報機器の紹介及び操作指導を推進している。点訳・音声訳に関しては、ボランティアとの協働により効率的な運営が行われている。

また、利用者との意見交換会、視覚障がい者の行事への参加も積極的に行

われており、的確なニーズ把握ができています。

- ・施設の効用の最大限の発揮について

視覚障がい者の状況に応じた各種図書への取り揃え、また、利用者が扱いやすい方法で貸し出すなど、利用者の幅広いニーズに対応している。

さらにボランティア団体のスキルアップのための研修会等も開催している。

- ・経済的な管理運営と適正な経費配分について

情報のオンデマンド化（デジタル化）を推進することにより、消耗品等の節減に努めている。

また、点字図書館は、社会福祉法人都城市社会福祉協議会の所有する都城市総合社会福祉センター内にあり、本体の事業と連携しながら経費の節減に努めている。

- ・地域に貢献する取組の確保について

視覚障がい者の社会参加の促進に熱意のある地域住民に対し雇用の機会を創出するよう努めている。

また、地域で生活する視覚障がい者の支援に取り組むとともに、市民に対して点字体験・音訳体験等を行うことにより視覚障がい者への理解を深めてもらうよう努めている。

- ・管理運営能力について

職員については、専門職として県内、九州及び全国の研修会に積極的に参加し、技術の研さんに努めている。

点字作成実績においては、県内はもとより九州においても先進施設である。今後も時代の変化に素早く対応した事業の展開が期待できる。